

## 第 1 回検討会における主な意見

## 1. 基本となる事項について

## ① 個人サンプラーによる測定的位置づけ（作業環境測定とみなしうるか）

- ・労働安全衛生法（以下「法」という。）第 65 条の測定は屋内の指定作業場を対象としているのに対し、個人ばく露は屋内だけではなく労働者の行動範囲全体が対象となり、前提となる対象が異なるのでそのままでは法第 65 条の測定に採用できない。
- ・法第 2 条、法第 65 条の測定の定義から外れると目的が逸れる。
- ・個人ばく露の評価を行うのであれば、作業環境測定とは言えない。評価までセットで考えるべき。
- ・健康リスクを直接的に正確に評価できるメリットがあり、働く人をより守るという意味でも導入に意義がある。
- ・労働者のばく露を直接測定するので高めに出るのは宿命。労働者にとって有益な手法を選択すべき。
- ・作業環境の改善という目的に沿うので、作業環境測定とみなしうる。ダブルスタンダードであっても各々の軸で評価し改善できればよい。
- ・どちらを実施してもよい、自由選択のシステムが望ましい。
- ・個人サンプラーは健診結果と相関するため説得力があり、自らのデータとして受け止め理解してもらえる。

## ② 8 時間加重平均での測定・評価について

- ・8 時間測定を行うことで説得力が増す。1 時間では見えない。
- ・測定者が作業記録をとるのではなく、作業者に簡単な記録を付けてもらうことでよい。経験を積み、記録から高濃度ばく露の原因は推定できる。疑わしければ後で測定する、検知管等で確認することも可能。
- ・リアルタイムの測定法があるので、時間での濃度の変化を見ることが可能。個人サンプラーによる測定では発生源が把握できないとは一概に言えない。
- ・個人サンプラーは作業管理にも有用。各人の動きに応じた改善の方法として導入しうる。

③ 低頻度、短時間、高濃度発散作業をどう扱うか

- ・ B 測定は該当作業があれば行うとされているので、それと同様に短時間測定を位置付ければよい。
- ・ 個人サンプラーに用いられるポンプは流量が小さいため 10-15 分間の測定では定量下限が取れない可能性がある。

(現在の B 測定の課題)

- ・ 現在の B 測定では労働者に十分近づけない等によって、適切な測定ができない場合がある。
- ・ B 測定として個人サンプラーを使用することにより、より実態に近い測定が行えるのではないか。

④ 個人サンプラーによる測定について、一定の条件下で限定的に導入すべきか、条件を付さず AB 測定と自由に選択可能とすべきか

- ・ 自由選択では、恣意的に得な測定を選ぶ恐れがある。
- ・ 基本、二者択一がよいが、安易な方にいかないよう、ある条件を付けて導入することはありうる。
- ・ 環境改善をせずにはばく露を下げるということではなく環境改善をしてばく露を下げるのが望ましい。

2. 個人サンプラー測定のための測定・評価基準について

① 評価基準と管理濃度との関係はどうあるべきか

- ・ 管理濃度は許容濃度を引用している場合が多いが、測定可能性や環境改善の技術的な限界を考慮して設定しているため、区別すべき。
- ・ 二者択一とした場合、評価基準が異なるのはよくない。
- ・ 評価基準の名称は別として、許容濃度から引用して個人ばく露濃度の基準に使用することで、数値は共通化してもよい。
- ・ 管理濃度が設定できない場合は目標とすべき濃度と示すのも一つ。

② 天井値など短時間ばく露限界値がある物質はどう扱うべきか

- ・ 15 分の短時間測定の場合、作業時間が極短いと 10 分、15 分でならされてしまうのではないか。
- ・ 短時間測定では 10 分にこだわらず、15 分でも個人サンプラーでしっ

かり把握し、STEL と比較できるようにすることが必要。

### 3. 個人サンプラーによる測定を行う者の要件について

#### ① 測定のデザイン、実地での作業観察を含め、測定に必要な能力・知識は何か

- ・ 8 時間測定の間、測定士が密着するのは実務上困難。測定士はデザインと SEG 対象者へのレクチャ（教育）、評価を行えばよいのではない。事業場で一定の人材を育て測定中のチェックを行う方法もある。
- ・ ただし、測定を行わなかった時間帯についてのばく露の有無の判断は測定士には困難。事業者又は衛生管理者等による判断が必要で、その旨報告書に記録。

#### ② 測定を行う者に求められる要件

- ・ 測定士に限定することが適当。
- ・ サンプラー、妨害物質の知識、SEG の選び方、濃度推定してのサンプラーの途中交換、サンプル分析など、専門的知識が必要。
- ・ 衛生工学衛生管理者、コンサルタント(衛生工学)では測定の専門的知識があるとは限らない。
- ・ 測定士を基本とし、加えてしっかり講習を受けることが必要。
- ・ 二者択一の場合、事業者が安易に測定法を選択しないように、専門家の介在が必要。